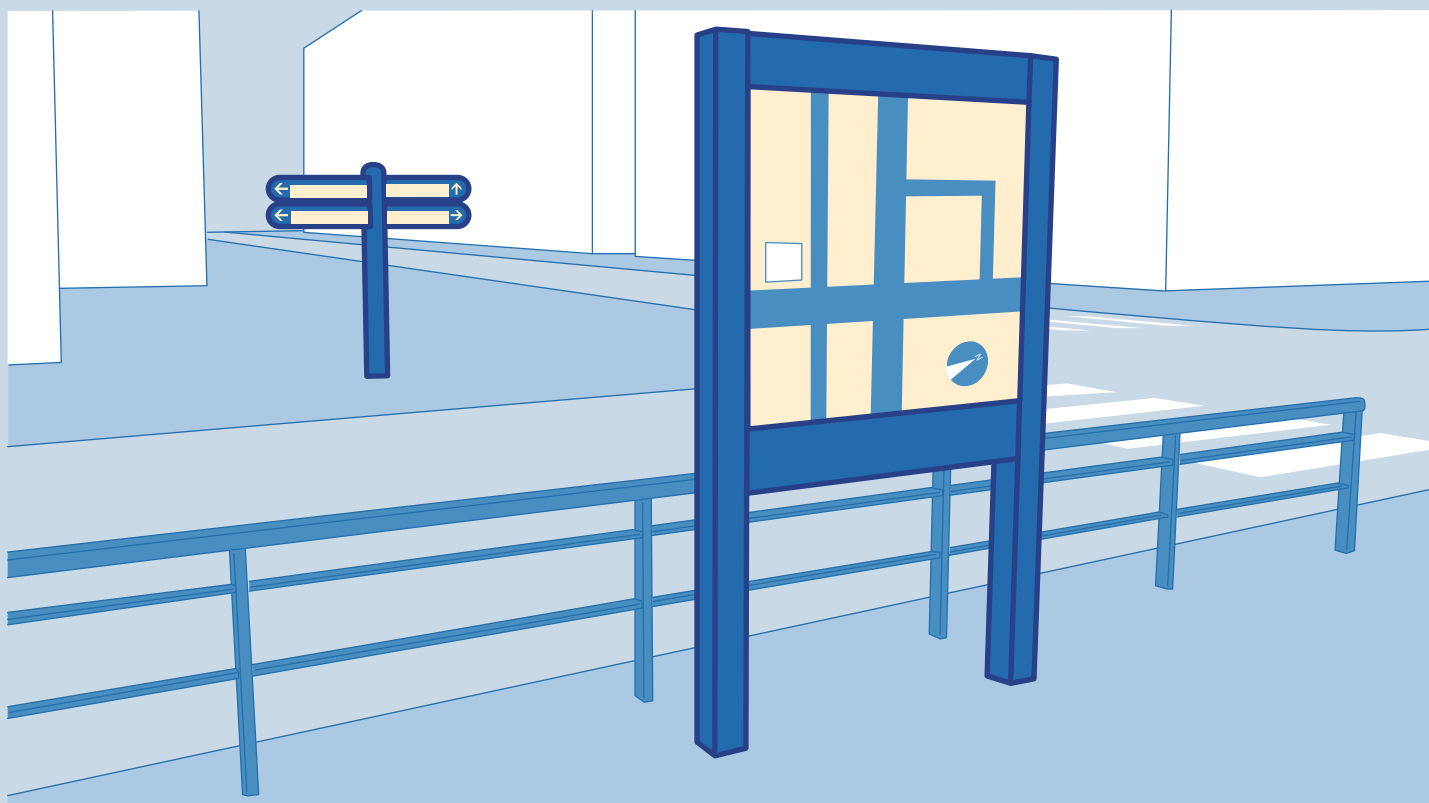
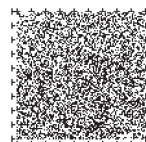


案内誘導サイン 整備ガイドライン



平成 29 年 3 月
大田区



目次

第1章 本ガイドラインの目的-----	1
1 大田区の今までの取組み-----	1
2 案内誘導サインに係る声やサインを取りまく状況-----	1
3 対象及び目的-----	1
第2章 案内誘導サイン整備の現状と課題-----	2
1 様々なデザインのサイン-----	2
2 提供する情報量と案内誘導サインの設置場所-----	2
3 表記に関するユニバーサルデザインへの配慮-----	2
4 情報の更新と案内誘導サインのメンテナンス-----	2
第3章 本ガイドラインの位置づけと活用方法-----	3
1 位置づけ-----	3
2 活用方法-----	4
第4章 案内誘導サイン整備の基本方針と適用範囲-----	7
1 サインの定義-----	7
2 対象とするサイン-----	7
3 基本方針-----	9
4 整備基準の考え方-----	9
第5章 整備基準-----	10
1 サインの種類・形状等-----	10
2 サイン整備に際しての留意点-----	13
3 配置-----	14
4 色-----	15
5 文字表記-----	16
6 案内サイン-----	19
7 誘導サイン-----	23
第6章 庁内連携とスパイラルアップ-----	26
1 施設整備・改修、窓口サービスの改善と本ガイドラインの改定-----	26
2 スパイラルアップ事例の活用と庁内連携体制-----	27
3 「案内誘導サイン整備ガイドライン」のスパイラルアップ-----	28
説明資料-----	29
参考資料-----	48

第1章 本ガイドラインの目的

1 大田区の今までの取組み

大田区は、「おおた未来プラン10年」の基本目標「生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち」の実現に向け、区がユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく上で各計画や事業などを実施するにあたっての指針となる「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」を平成23年3月に策定した。

現在、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）に定める基本構想である「大田区移動等円滑化推進計画（蒲田駅周辺地区・大森駅周辺地区・さぽーとぴあ周辺地区）」を定めるなど、バリアフリー化の推進に継続して取り組んでいる。

また、「誰にも優しいサービスと情報提供」の実現に向け、ピクトグラムや多言語表示などにより、誰にもわかりやすいサイン整備を進めている。

2 案内誘導サインに係る声やサインを取りまく状況

案内誘導サインの整備については、これまで「公共サインデザイン基準（平成2年9月）」や「大田区観光案内サイン計画（平成22年1月）」など、各計画や基準に則り事業ごとに整備が進められてきた。事業課ごとに様々な案内誘導サインが設置されるなか、区民からは見やすくわかりやすい案内誘導サインの表示が求められている。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や国の観光立国推進施策の進展に伴い、一層増加が見込まれる国内外からの来訪者に対するおもてなしの機運が高まっている。さらに、東京都は2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（歩行者編）（平成27年2月）」を改定した。

このような状況を踏まえると、大田区においても既存のガイドライン等のレベルアップを図り、連続性及び統一性を徹底させた案内誘導サイン整備を行う必要がある。

3 対象及び目的

（1）対象

区が設置・管理する歩道上の「案内誘導サイン」を対象とする。

（2）目的

区職員が案内誘導サイン整備を行う際の手引書として統一的な基準を定めることで、誰にでもわかりやすい案内誘導サイン整備の推進を目的とする。

第2章 案内誘導サイン整備の現状と課題

1 様々なデザインのサイン

各種事業の実施に伴い、独自の判断でサインを設置しているため、まちなかには本ガイドラインが対象とするサイン以外にも様々なデザインのサインが乱立し、場所によっては視認性の低下や景観阻害を招いている。

2 提供する情報量と案内誘導サインの設置場所

案内誘導サインごとに表記内容や地図のスケール等が異なる場合があるほか、提供する情報量に過不足も生じている。また、利用者目線での設置数、設置場所の適否についても検証が十分にされていない。

3 表記に関するユニバーサルデザインへの配慮

使用する文字の種類や大きさ、色調、多言語表記、ピクトグラムの活用など、ユニバーサルデザインへの配慮に関する統一的な基準が定まっていない。

4 情報の更新と案内誘導サインのメンテナンス

案内誘導サインの設置状況や表記内容の把握が十分になされていないため、掲載情報が更新されていないものや、劣化や汚損により判読しづらくなっているものがある。また、メンテナンスが十分に行われていないため、老朽化した案内誘導サインによる事故の発生も懸念される。

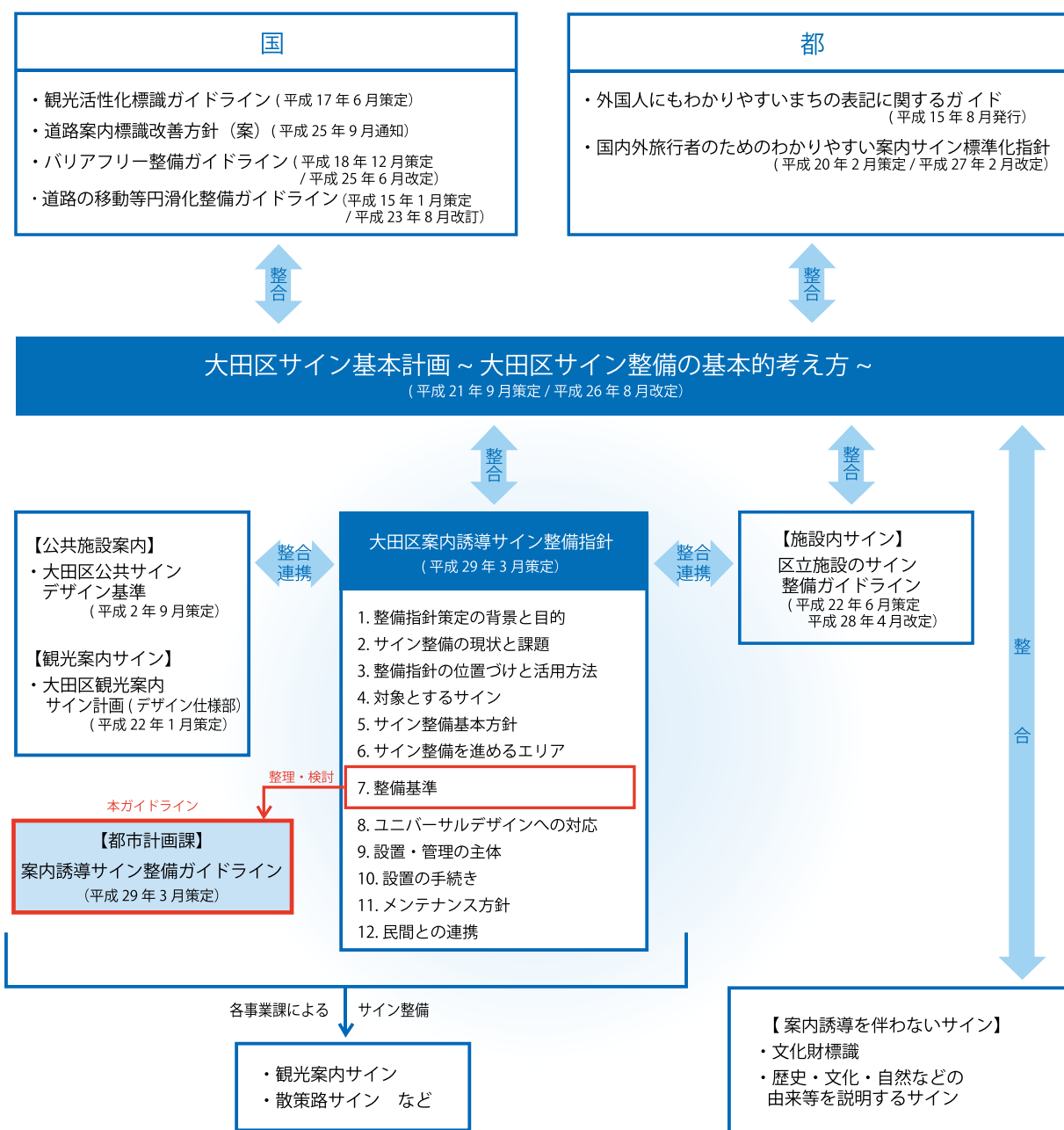
第3章 本ガイドラインの位置づけと活用方法

1 位置づけ

本ガイドラインは「大田区案内誘導サイン整備指針（平成29年3月）」の「整備基準」に該当するものである。

なお、本ガイドラインの策定にあたっては5ページ、6ページの「案内誘導サインの整備に関する既往基準の比較」をもとに、掲載する基準の検証を行う。

本ガイドラインの位置付け・関係図



2 活用方法

今後、区が「案内誘導サイン」を設置・更新する場合や、維持補修を行うにあたっては、この「整備基準」に基づき整備することとする。

案内誘導サイン整備に関する既往基準の比較①

- 東京都のガイドラインと合致
- 東京都のガイドラインと合致しておらず更新が必要な事項
- △ 東京都のガイドラインでは特に指定がなく検討が必要な事項
- ◎ WSで検討

案内誘導サイン整備GL内容	比較ガイドライン		増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン (平成23年8月)		バリアフリー整備ガイドライン (旅客施設編) (平成25年10月)		大田区 各ガイドライン等		検討内容	方向性			
	国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針(歩行者編) (平成27年2月)		国土技術研究センター		公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団		大田区観光案内サイン計画 (平成22年1月)				大田区公共サインデザイン基準 (平成29年9月)		
	東京都		国土技術研究センター		公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団		観光課				都市基盤管理課		
P20	案内サインの掲出高さ	P16	掲示の高さ 地図面の中心1250mm程度	P244	掲示の高さ 地図面の中心125cm	P78	表示面の中心の位置135cm 表示面の向きと掲出高さ 参考2-2-11	P22	○ 表示面の高さ 1250mm	-	-	◎ WSで検討 交通エコロジー・モビリティ財団のバリアフリー整備ガイドラインでは1350mmとしているが、東京都の国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針(歩行者編)及び、大田区観光案内サイン計画では車いす利用者寄りの1250mmとなっている。ワークショップにて1350mm位置と1250mm位置での地図パネルの見やすさの比較を行った。	立って見る方にとって1250mmでも支障はない回答が多かった一方、車いすの方にとっては1350mmでは位置が高く、見上げた時に光の反射等で上部が見にくいことがわかった。より多くの人が見ることが出来る1250mmとした。
P21	案内サインの言語数	P18	言語数の考え方 地図面 2言語 凡例 4言語	P247	ローマ字又は英語を併記 凡例等に英語以外の外国語表記も可能	-	-	P26	● 多言語表記 地図面 2言語	-	特に明記なし デザイン例では2言語表記	地図面 2言語 凡例 4言語	
P21	文字の大きさ (地図内最低サイズ)	P39	大きさ 和文文字高5mm以上 英文4mm以上	P249	文字の大きさ 和文文字高：5mm以上 英文文字高：4mm以上	-	-	P25	文字の大きさ・書体 和文9mm以上 英文7mm以上	P24	○ 大きさ 和文文字高5mm以上 英文4mm以上	案内サインから50cm離れた位置から見ることを想定。 文字高：和文7mm、英文5.5mm 最小文字高：和文5mm、英文4mm 観光活性化標識ガイドライン(平成17年6月国土交通省)	
P15	本体色	P40	景観への配慮 周囲のまちなみに調和する 落ち着いた色彩	P247	地図の図色と地色の明度差を考慮	-	-	P39	△ 色彩 シーグリーン、藍色	P32	△ 景観色 グレイッシュブラウン、ダ ル・イエローグリーン、 ストロング・レディッシュ オレンジ	景観への配慮。 周囲のまちなみに調和する落ち着いた色彩。 背景との明度差を考慮。	
P20	盤面サイズ	P44	主地図 1000mm×1000mm程度	P249	地図の表示範囲 概ね1m四方	-	-	P23	● 地図の大きさ 500mm×600mm	P23	● 地図の大きさ 600mm×600mm 900mm×900mm	盤面サイズ 500mm～1000mm	
P20	地図の掲載範囲	P44	主地図 1km四方を目安	P249	地図の表示範囲 概ね1km四方	-	-	P23	○ 地図の掲載範囲 0.5～1.0km四方	-	-	地図の掲載範囲 0.5～1km四方の範囲	
P20	地図の縮尺	P44	縮尺 1/1000	P246	縮尺 1/1000	-	-	P23	○ 縮尺 1/1000	-	-	縮尺 1/1000	
P20	広域地図	P44	広域地図 250mm×250mm程度	P249	表示サイズ 縦24cm×横24cm	-	-	-	-	-	-	広域地図 250mm×250mm程度	
P20	広域地図縮尺	P44	広域地図 2km四方を目安 縮尺1/8000	P249	表示範囲：約2km×2km 縮尺：1/8000	-	-	P23	● 地図の大きさ 縮尺1/2000-1/5000 大田区全図1/20000- 1/25000	-	-	広域地図 2km四方を目安 縮尺1/8000	
P19	地図の掲載情報	P47	地図に掲載する情報	P240	地図に表示する一般的情報	P77	表示する情報内容 別表2-2-6	P24	○ 地図の掲載情報	P24	● 案内表示 地図表記基準	情報の過不足を確認。	

案内誘導サイン整備に関する既往基準の比較②

- 東京都のガイドラインと合致
- 東京都のガイドラインと合致しておらず更新が必要な事項
- △ 東京都のガイドラインでは特に指定がなく検討が必要な事項
- ◎ WSで検討

比較ガイドライン		国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針(歩行者編)(平成27年2月)		増補改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン(平成23年8月)		バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)(平成25年10月)		大田区 各ガイドライン等		検討内容	方向性			
		東京都		一般財団法人 国土技術研究センター		公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団		大田区観光案内サイン計画(平成22年1月)				大田区公共サインデザイン基準(平成29年9月)		
案内誘導サイン整備GL内容								観光課		都市基盤管理課				
誘導サイン	P24	誘導サインの掲出高さ	P55	掲出高さ 矢羽根下端2500以上	P235	標示板の設置高さ 下端高さ1.8m	-	-	P22	○ 表示面の高さ 市街地案内2500~ 3200mm程度	P25	● 掲出高さ 矢羽根下端2000		サイン表示面が進行方向に対して突き出して設置される場合は、表示面の下端は2500mm以上。 サイン表示面が進行方向に対して平行に設置される場合は、表示面の下端は2000mm。
	P24	誘導サインの言語数	P56	言語数 2言語	-	-	-	-	P26	● 多言語表記 大拠点の誘導サインは4 カ国語表記、その他は 2ヶ国語表記	P24	○ 言語数 2言語		日本語・英語の2言語を標準とすることを記載。
	P24	誘導サインの文字の大きさ	P56	a	-	-	P75	参考2-2-3	P25	● 文字の大きさ 20mの場合、和文 80mm、英文 60mm(P35等事例では和 文80mm、英文40mm)	P25	● 誘導表示(B) 和文48mm、英文24mm 和文65mm、英文32mm	◎ WSで検討 誘導サインの文字の大きさについて日本語と英語の比率が定まっていない。WSにて和文英文比率、10:4、10:5、10:6の3パターンを作成、見やすさの検証を行った。また既存のレイアウトでは上部に色帯があり、帯なしにすると文字高を大きくできるため、帯あり、帯なしの2パターンの比較も検証した。	和文の文字高は板面の4割に抑えることで余白を確保し、可読性を向上させる。
	P24	和文英文の比率	-	-	-	-	-	-	-	-	P6	△ レイアウト基準 和文文字高を1として、 英文文字高1/2		文字高は和文と英文の比率は10:5が見やすい。
	P15	本体色	P40	景観への配慮 周囲のまちなみに調和する 落ち着いた色彩	-	-	-	-	P39	△ 色彩 シーグリーン、藍色	P32	△ 景観色 グレイッシュブラウン、ダ ル・イエローグリーン、 ストロング・レディッシュ オレンジ		景観への配慮。 周囲のまちなみに調和する落ち着いた色彩。 背景との明度差を考慮。
	P16	明度差	P40	色彩	-	-	P75	コントラストを取ることを 参考2-2-4	P25	△ 色 文字や図と下地のコント ラストを強くする等、視 認性を高めます→具体的 な明度差なし	P32	△ 景観色 地色と文字色に一定以上 の明度差をつけること→ 具体的な明度差なし	◎ WSで検討 色についての項目は説明が少なく明度の記載がない。本体色とアクセントカラーとの違いを説明し(対象となる箇所の明示)、また色相と明度・彩度についての簡単な解説と、明度差を記載する。明度差についてはワークショップにて現状のグレーの明度と明度差を増したものの、白地の3パターンの誘導サインのモックアップを作成し、検証を行った。	現状のグレー色より明度差を大きくとった方が、文字は読みやすくなる。明度差5以上の明記。
	P25	帯の有無と色	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	帯について、見やすさと親しみやすさの点で帯ありの方が好意的に捉えられていることから、帯ありのレイアウトを図録として掲載。 帯色については、板面とコントラストをとった方が見やすいという結果から、明度差を付けること。 また色による違いを帯の形状によっても判別できる工夫をすることが望ましい。 →P16カラーユニバーサルデザイン。 明るいグリーンのサンプルDIC-F307(マンセル値6.2GY6.5/10.8) 帯と板面の明度差：4以上
共通・その他	P14	配置	P58	設置場所	-	-	-	-	P21	サイン配置の型	-	-		標準的な配置パターンを記載。
	P16	書体	P38	角ゴシック 新ゴ、タイプ バンク、ナウ、など	P246	角ゴシック体	P75	ゴシック体 参考2-2-2	P25	● 文字の大きさ、書体 角ゴシック 具体的な書 体例示なし	P5	● 指定書体 角ゴシック ゴナ		UDフォントの追加等、フォントを更新。
	P17	日本語・外国語の表記	P18	表記方法	-	-	P75	参考2-2-1	-	-	-	-		組織・施設名の外国語表記の基本方針について(平成28年3月16日)より記載。
	P18	ピクトグラム	P37	ピクトグラムの活用 JIS、公共交通関係ピクト、 その他	P242	ピクトグラムとアイキャッ チャー 標識令、標準案内用図記号の デザインに準ずる	P76	ピクトグラムJISZ8210 別表2-2-2	P27	○ ピクトグラム 一例のみ表示	P4	● ピクトグラム JIS制定前 更新が必要	◎ WSで検討 これまで使われてきた大田区独自のピクトグラムについて、JIS規格で同じ意味のピクトグラムがある場合は、JIS規格に差し替える。JIS規格にないものについてはWSにてアンケートを実施し、ピクトグラムの伝達効果を調査した。	調査票の結果、わかりやすいものとわかりにくいものと差がある。大田区独自のマークは掲載しない。

第4章 案内誘導サイン整備の基本方針と適用範囲

1 サインの定義

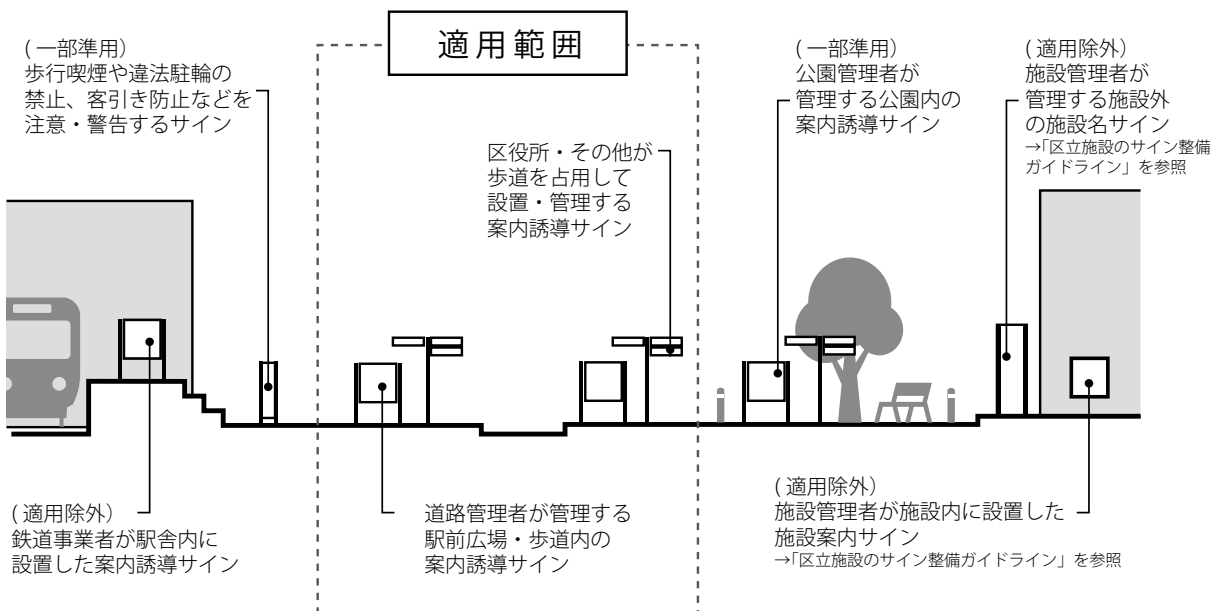
「サイン」とは、もともと“しるし”や“符号”“合図”など人々が直感的に意味を理解できる情報源のことをいい、建築設計や環境デザインの分野では大多数が集散する施設等に設置される、表示によるコミュニケーション・メディアをサインと呼んでいる。

本ガイドラインでは利用者の直感的な理解を目的に、案内誘導に関する情報など利用者が必要な情報を提供する表示類をサインと呼称することとする。

2 対象とするサイン

- ・ 区が設置・管理する歩道上にある「案内誘導サイン」とする。
- ・ 区立施設管理者が設置する施設内のサイン及び屋外に設置する施設名のサインは、「区立施設のサイン整備ガイドライン」（平成22年6月）を策定しているため、適用除外とする。
- ・ 大規模公園など施設全体のデザイン・コンセプトに基づき設置されるサインについては、適用を除外することができる。ただし、和文・英文比率や色の明度差等のサインを構成する要素については本ガイドラインを準用する。
- ・ 歩行喫煙や違法駐輪の禁止、客引き防止などを注意・警告するサイン（立て看板・路面シールなどを含む）については、「案内誘導サイン」との統合を図る対象とすることから本ガイドラインを準用する。

対象とする「案内誘導サイン」の適用範囲



対象とする「案内誘導サイン」の例



3 基本方針

案内誘導サインは、目的とする場所に円滑にたどり着くためのツールであり、その機能を十分発揮できるようにすることが案内誘導サイン整備の最大の要件となる。

また、区内外からその地域を訪れる人に対するおもてなしの心を表し、地域の魅力を知り楽しんでいただく上でも、重要な役割を担っている。

これらの点を踏まえ、本ガイドラインに基づく案内誘導サイン整備にあたっては、以下の項目を基本方針として実施することとする。

- ① 快適かつ円滑に目的地へ到着できるよう、適切な場所で、必要な情報を提供する。
- ② 高齢者、障がい者、外国人など、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザイン化を推進する。
- ③ 地域特性を活かし、地域の人々に愛されながら、地域の魅力を発信する。

4 整備基準の考え方

(1) 案内誘導サインの視認性

デザインや形式が統一されており、容易に案内誘導サインに気づくことができる。

(2) 情報入手の容易性

適切な情報量と、単純かつ可読性の高い表記により、必要な情報が容易に入手できる。

(3) 設置位置の適切性

人の流れに応じて、迷いなくたどりやすい位置に設置されている。

(4) 景観との調和性

地域特性を活かしながら周辺の景観と調和し、視界や通行の妨げとならない。

(5) 情報の更新性

情報更新や補修など、良好なメンテナンスが行われ、正しい情報が得られる。

第5章 整備基準

1 サインの種類・形状等

(1) サインの種類

ア 案内サイン（周辺案内図）

- 案内する範囲を地図等で図解し、現在地や施設等の位置関係を案内するサイン。

イ 誘導サイン

- 矢羽根等により施設の方向や距離、ルートを指示するためのサイン。



案内サイン



誘導サイン

(2) 形状

表示面と器具のデザイン

案内サイン	誘導サイン
<p>自立型</p>	<p>矢羽根型</p>

(3) 材質・仕上げ

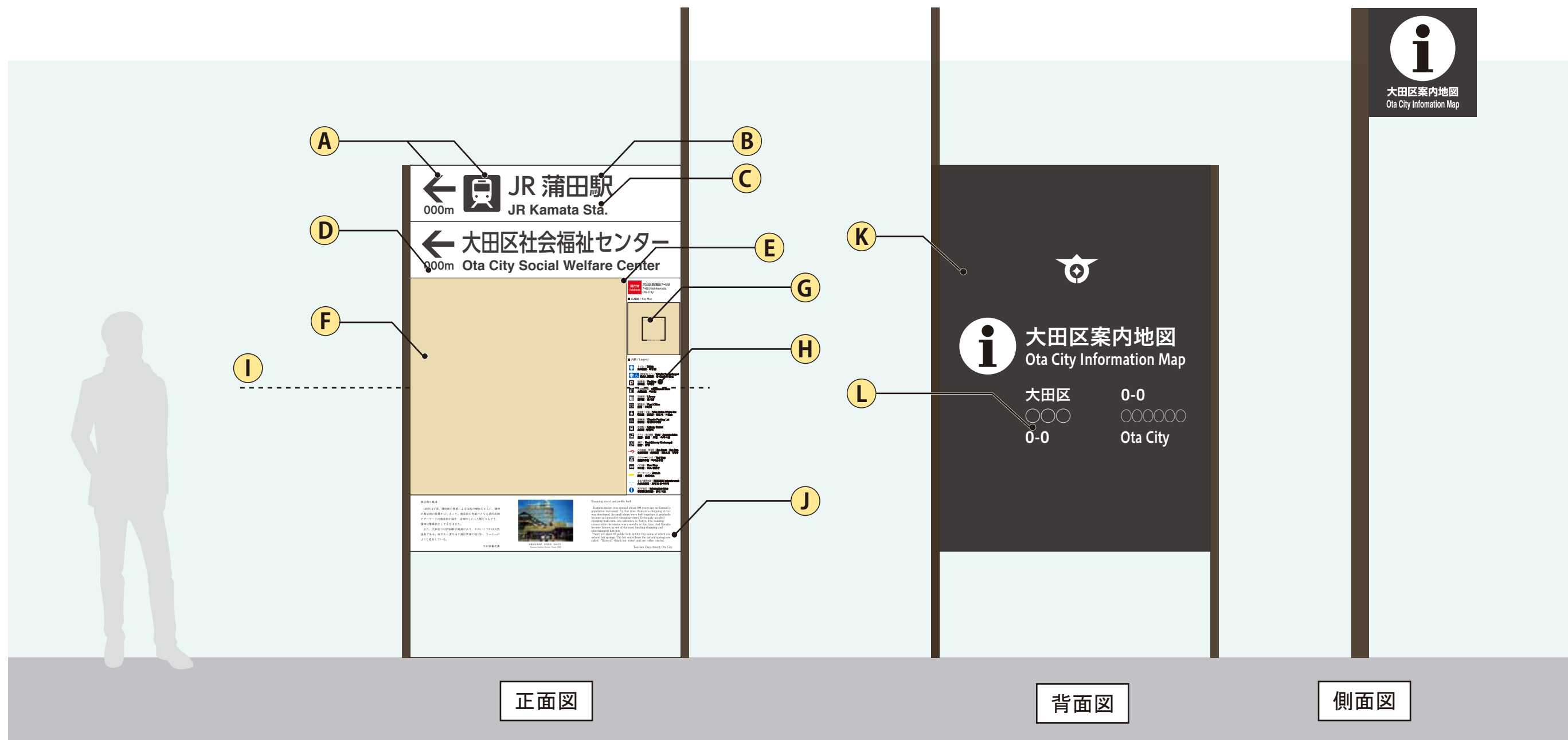
- 防汚機能（らくがき、汚れ防止）
- 難燃機能（タバコの火の押し付け対策）
- 耐摩耗性（傘等での突き、引っ掻き傷等の防止）
- 耐粘着性（貼り紙、シール等への対策）
- 耐候性（屋外使用による変形、劣化等への対策）

(4) サインデザイン (参考図録)

ア 案内サイン (周辺案内図)

・案内する範囲を地図等で図解し、現在地や施設等の位置関係を案内する

- A** 使用するピクトグラム (→ P.18)
- B** 日本語の表記 (→ P.17)
使用書体 (→ P.16)
- C** 外国語の表記 (→ P.18)
使用書体 (→ P.16)
- D** 表示面の色：明度差 (→ P.16)
- E** 方位記号：地図に表示する記号 (→ P.21)
地図の向き (→ P.20)
- F** 主たる地図：地図に表示することが
望ましい施設 (→ P.21)
文字の大きさ (→ P.21)
- G** 広域図の掲載 (→ P.20)
- H** 凡例 (→ P.19)
- I** 掲出高さ (→ P.20)
- J** 由来書き・周辺情報の表示 (→ P.22)
- K** 本体色 (→ P.15)
- L** 背面の表記 (→ P.19)



イ 誘導サイン

・矢羽根等により施設の方向や距離、ルートを指示する

平面図



正面図



側面図

A 掲出高さ (→ P.24)

B 日本語の表記 (→ P.17)
使用書体 (→ P.16)・文字の大きさ (→ P.24)

C 外国語の表記 (→ P.18)
使用書体 (→ P.16)・文字の大きさ (→ P.24)

D 表示面の色：明度差 (→ P.16)

E 色帯 (→ P.25)

F 誘導施設までの距離の表示 (→ P.23)
誘導方向 (→ P.23)



表示面

2 サイン整備に際しての留意点

(1) 地域特性への配慮

- ・ 特色あるまちを PR するため地域力を活用し、サイン種別に応じて地域住民が考える我がまちの魅力 PR などをサインの中に取り入れていくことが望ましい。
- ・ 区内企業の優れた技術力を最大限に活用することが望ましい。

(2) わかりやすさと景観への配慮

- ・ 誘目性を重視しつつ、景観と調和する色彩を採用する。
- ・ 注意喚起、禁止行為等の周知サインは「案内誘導サイン」と統合し、総量の抑制を図っていくことが望ましい。

(3) 他の案内誘導媒体との連携

ア パンフレット等の案内媒体との連携

- ・ 区や観光協会などが発行するマップ、パンフレット等の簡略化された案内図にサインの設置場所を記載するなど、サインと他の案内誘導媒体との連携を図ることが、来街者や区民が円滑に移動できるようにするために有効である。

イ 音サイン・触知サイン

- ・ 視覚障がい者等が駅などの公共の施設内を移動したり、トイレやエスカレーターなどの設備を利用したりするためには、音（チャイムや音声など）や触図（手で触ってわかる凸凹の図）によって、それらの場所や行き先を案内することが有効である。



音サイン



触知サイン

ウ 施設内部サインとの連動

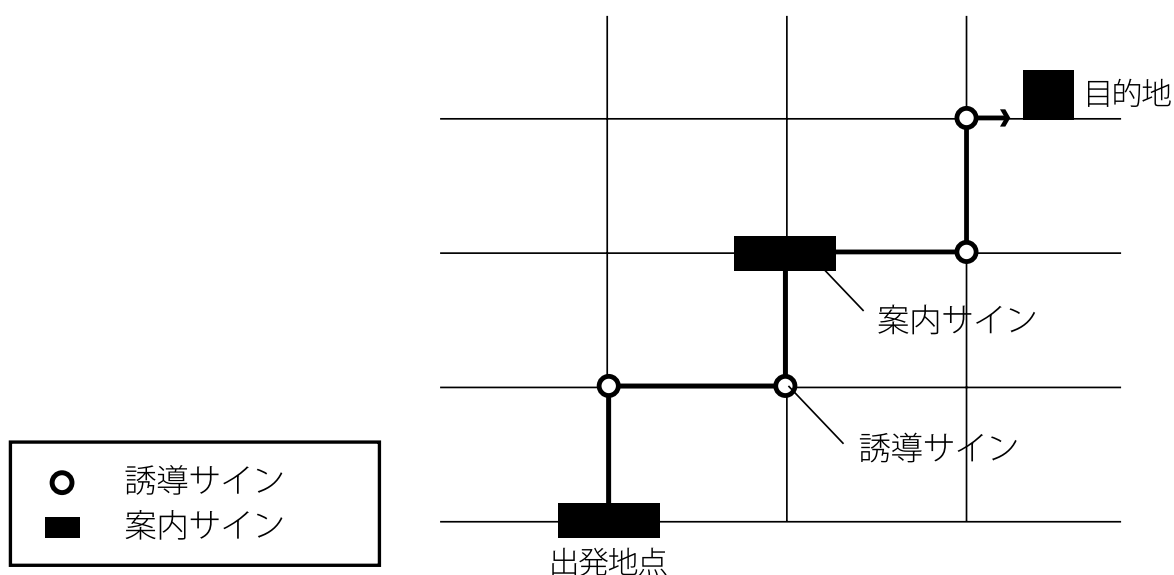
- ・ 建物内の目的施設へ到達するため ICT 等を活用し、施設内の総合案内機能を外部の案内と連動させるなどの案内方法も検討していくことが望ましい。

3 配置

(1) 標準的な配置パターン

ア 案内誘導サインの連続配置

- 案内サイン（周辺案内図）は、交通結節点や動線が分岐する主要な交差点から視認でき、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。
- 誘導サインは連続して配置する。



イ サインの設置位置

- 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）との適切な位置関係に留意する。
- 他の交通標識の視認を妨げない箇所に設置する。

(2) 既存サインとの統合等

- 設置予定場所から視認できる範囲内（概ね半径 100 m 以内）に他のサインがある場合には、当該サインの管理者と調整を図り、原則として既存サインの表記内容を新たに設置するサインに取り入れ、既存サインの統合・廃止を図ることに配慮する。ただし、既存サインが十分に耐用年数を有するような場合には、既存サインを活用し改修を行うこと等により対応していく。
- 上記に限らず、設置場所の周辺（概ね半径 300 m 以内）にある区施設の所管部局との連携を図り、将来を見据えた上で必要な設置数とする。

4 色

(1) 本体色

- ・ 本体色とはサイン本体全面に使用されている色を言う。
- ・ 本体色は景観へ配慮し、周囲のまちなみに調和する落ち着いた色彩とする。
- ・ 背景となるまちなみの色との明度差を考慮する。

※ 解説については資料1（29 ページ）を参照

(2) 色彩計画

以下のとおり、地域ごとに色を使い分けていたことがあるため、参考に掲載する。



ア グレイッシュブラウン (10YR6/2)

- ・ 樹皮に類似しているがそれよりも明るい。
- ・ 穏やかで暖かみのある色調は自然の多い地域や住宅地に相応しい。
- ・ コーヒーにミルクをいれたカフェオーレに似ているため欧米ではグレイッシュブラウンと呼ばれている。



イ ダル・イエローグリーン (2.5GY6/6)

- ・ 苗色（なえいろ）と呼ばれ、襲（かさね）の色目に出てくる伝統色の一つ。
- ・ しかし使い方によっては都会的で存在感の強い色でもあり、人工色の多い活気に溢れた場所でも埋もれることはない。
- ・ 商店街、中小事業所の多い地区に相応しい。



ウ ストロング・レディッシュオレンジ (10R5/10)

- ・ 柿色である。
- ・ 単調な色調の景観のアクセントになるような色である。
強い存在感を示し、低彩度の多い地区では視認性も高く、かつ、日本の代表的伝統色として人間味も感じる。
- ・ 住工の混在する地区や、工場の多い場所に相応しい。

（出典：大田区公共サインデザイン基準）

(3) 明度差

- ・明度差（コントラスト）をつける事で、文字や図の視認性が高まる。
- ・盤面と文字の色の組合せでは、明度スケール 5 段以上の明度差を確保する。
※ 解説については資料 2（30 ページ）を参照

(4) カラーユニバーサルデザインへの配慮

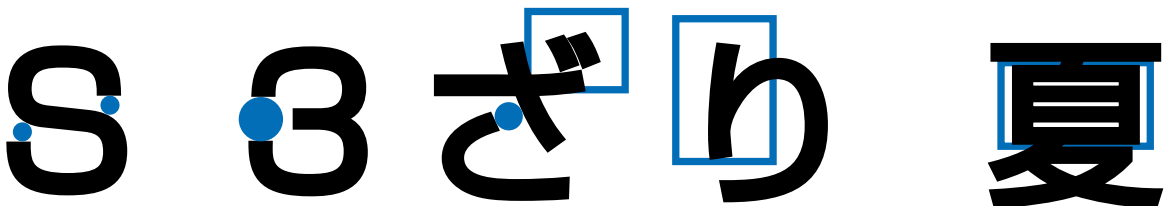
- ・視覚障がいの人にも見やすい色の組合せに配慮することが望ましい。
- ・地域ごと等サインを色分けする場合は、色だけに頼った情報提供をしないことが望ましい。
- ・明度、形状の違い、文字・記号などを併用し、色に頼らなくても情報が得られるように配慮することが考えられる。
※ 解説については資料 3（31 ページ）、資料 4（32 ページ）を参照

5 文字表記

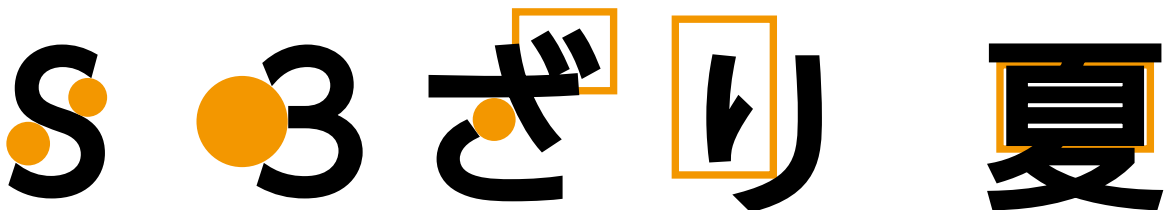
(1) 使用書体

- ・書体（フォント）は視認性に優れた角ゴシック体を標準とする。
※ 解説については資料 5（33 ページ）を参照
- ・多くの人を読みやすいよう書体を改良された UD フォントは、文字の形がわかりやすく読み間違いがしにくい工夫がされている。

通常のフォント（新ゴ）



UD フォント（UD 新ゴ）



(2) 日本語の表記

ア 共通事項

(ア) 日本語の表記

- ・原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う。
ただし、固有名詞においてはこの限りではない。

(イ) 施設名称の表記

- ・表示内容を簡潔なものとするために、施設名称を必要に応じて簡略化することができる。

例) 大田区民ホール アプリコ → 区民ホール アプリコ

- ・正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名・愛称名がある場合はそれを用いることができる。

例) 障がい者総合サポートセンター → さぼーとぴあ

- ・複合的な施設の場合は、目的に応じて部分的な省略をすることができる。
- ・アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよい。

例) JR , NTT

- ・類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は、正式名称を用いる。

例) 大田区民センター、大田区立消費者生活センター

(ウ) 数字の表記

- ・原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りではない。

例) 4月11日

- ・混乱をさけるために一貫した表記を行う。

(エ) ふりがなの表記

- ・地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行う。

例) 龍^{りゅうし}子記念館

イ 案内表示

(ア) 紀年の表記

- ・混乱をさけるために事業ごとに統一した表記を行う（元号 or 西暦）。

例) 平成29年、2017年

(3) 外国語の表記

ア 共通事項

(ア) 使用言語

- ・使用する言語は、2か国語（日本語・英語）を標準とする。

(イ) 英語表記の方法

※ 解説については資料6（34ページ）を参照

(ウ) その他、英語以外の外国語表記を取り入れる場合

- ・外国人の居住者や来訪者が多いエリアについては、見やすい文字の大きさの確保を前提に、必要に応じて英語以外の外国語表記を取り入れることが望ましい。

(エ) 英語以外の表記の方法（中国語・韓国語）

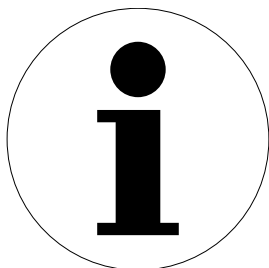
※ 大田区組織・施設名の外国語表記の基本方針について（総務課 平成28年3月16日付）の「中国語表記の方法」及び「韓国語表記の方法」を参照

(4) 使用するピクトグラム

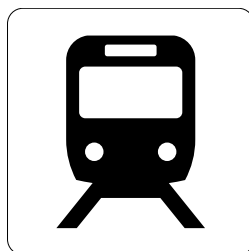
- ・原則としてJIS案内用図記号を使用する。
- ・現在、JIS案内用図記号改定に向けた動きがあるため、今後、国などの動向を注視すること。

※ 解説については資料7（37ページ）を参照

JIS案内用図記号の例



情報コーナー
Information



鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station

（出典：標準案内用図記号ガイドライン（公益社団法人交通エコロジー・モビリティ財団））

6 案内サイン

(1) 案内サインに表示する内容

ア 現在地情報の表示

- ・ 現在地の住居表示及び海拔表示を見やすい位置に表示することが望ましい。

イ 主要な案内先への誘導

- ・ エリアごとの主要な案内先への誘導については、案内サイン上部に施設名称（日本語・英語）、ピクトグラム、方向を示す矢印、現在地から当該施設までの距離を表示することができる。

ウ 地図

- ・ 主たる地図および広域図を表示する。

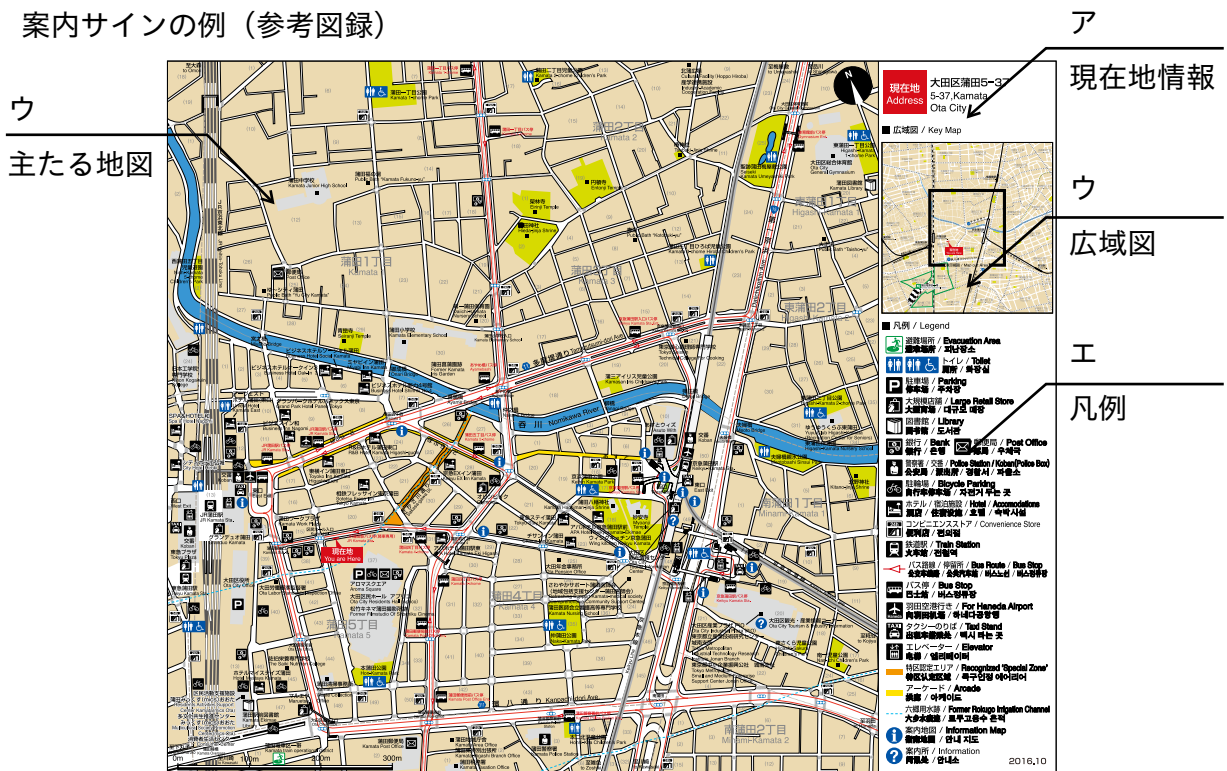
エ 凡例

- ・ ピクトグラム等を説明する凡例を表示する。

オ 背面

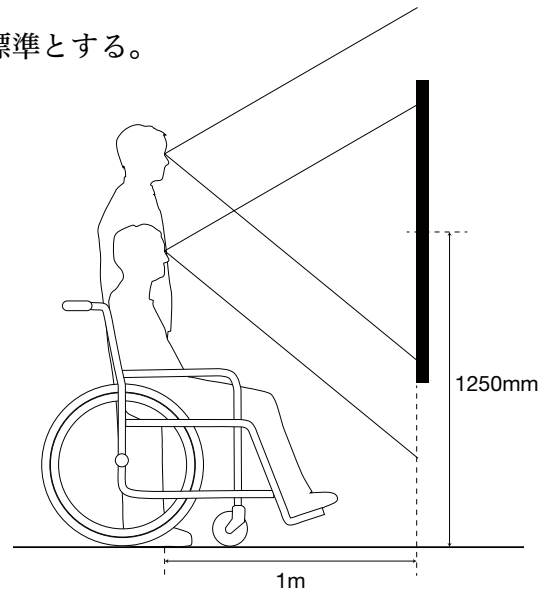
- ・ 案内サインの設置場所に応じて現在地表記を行う等、有効活用するよう努めることが望ましい。

案内サインの例（参考図録）



(2) 掲出高さ

- ・主たる地図の中心点の高さは、1250 mmを標準とする。



(3) 地図のスケールと向き

ア 主たる地図の掲載範囲

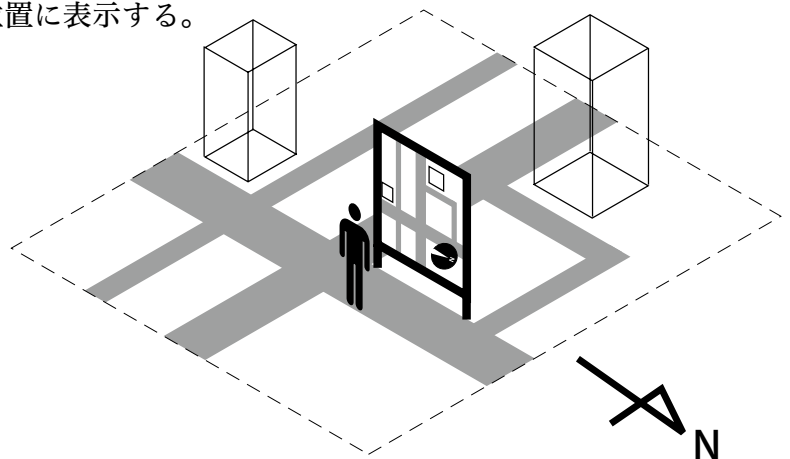
- ・0.5～1m四方程度の大きさに、歩行者が移動する範囲である0.5～1km四方程度を掲載し、案内サインの設置目的に応じて盤面の大きさと掲載範囲を変更することができる。
- ・縮尺は1/1000を標準とし、地図の中に距離表示をする。

イ 広域図の掲載

- ・主たる地図の位置関係がわかりやすいよう、広域図を表示することが望ましい。
- ・25cm四方程度の大きさに2km四方程度を掲載し、縮尺は1/8000程度とすることが望ましい。

ウ 地図の向き

- ・地図の向きは、目的地までの経路がわかりやすいよう、利用者が案内誘導サインに向かった場合の前方を上とする。
- ・方位記号は、見やすい位置に表示する。



(4) 案内サインの文字

ア 表記する言語

- ・ 地図内：2か国語（日本語・英語）を標準とする。
- ・ 凡例：4か国語（日本語・英語・中国語（簡体字）・韓国語）を標準とする。
- ・ ただし、情報を盛り込みすぎるとかえって煩雑となるため、凡例については案内サインの設置目的や盤面の大きさに応じて表記する外国語の数を減らすことができる。

イ 文字の大きさ

- ・ 視認距離に応じた文字サイズの設定を行うことが望ましい。
- ・ 地図内の文字の大きさは案内サインから50cm離れた位置から見ることを想定し、文字高を和文7mm、英文5.5mm以上に設定する。
- ・ ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は最小文字高を和文5mm、英文4mmとする。

※ 解説については資料8、9（46ページ）を参照

(5) 地図に表示することが望ましい施設

- ・ 情報を盛り込みすぎるとかえって煩雑となるため、見やすさに配慮した情報量を表示することが望ましい。
- ・ 地図上には地図記号又はピクトグラムを表示し、日本語及び英語の名称を添える。

※ 解説については資料10（47ページ）を参照

(6) 地図に表示する記号

ア 方位記号

- ・ 方位記号は、見やすい位置に表示する。



イ 現在地表示

- ・ 現在地は赤色で表示し、概ね地図の中央部分に配置する。
- ・ 現在地が行政区域の境界付近の場合では、表示範囲が途切れることのないよう留意する。



ウ ①マークの表示

- ・円滑に誘導するため、主たる地図には表示範囲内にある主な案内誘導サインの設置場所に①マークを表示する。



エ 距離表示

- ・地図の中に、縮尺に合わせた距離表示をする。

オ 由来書き・周辺情報の表示

- ・区民や来訪者に伝えたいその土地の由来、歴史、観光資源などをPRするため、案内誘導サインを活用することができる。
- ・案内誘導サイン本来の機能を妨げずにPR効果を発揮できるように、表示位置・方法等について工夫する。

由来書き（参考図録）



周辺情報の表示（参考図録）



7 誘導サイン

(1) 誘導サインに表示する内容

ア 誘導先施設名

- ・ 誘導先の施設名を表記する。

イ 誘導施設までの距離の表示

- ・ 誘導サインは目的地までの距離を併記する。
- ・ m で表示する場合は、下一桁を四捨五入する。
例) 482m → 480m
- ・ km で表示する場合は、下二桁を四捨五入する。
例) 1345m → 1.3km

ウ 誘導方向

- ・ 矢羽根の表示面は誘導方向側に設置する。
- ・ 誘導方向に矢印を表示する。
- ・ 矢印は誘導方向に寄せる。

誘導サインの例（参考図録）



※ 誘導サインの縦を 200 mm、横を 800 mmとした場合の文字高と余白の望ましいレイアウトを例示。

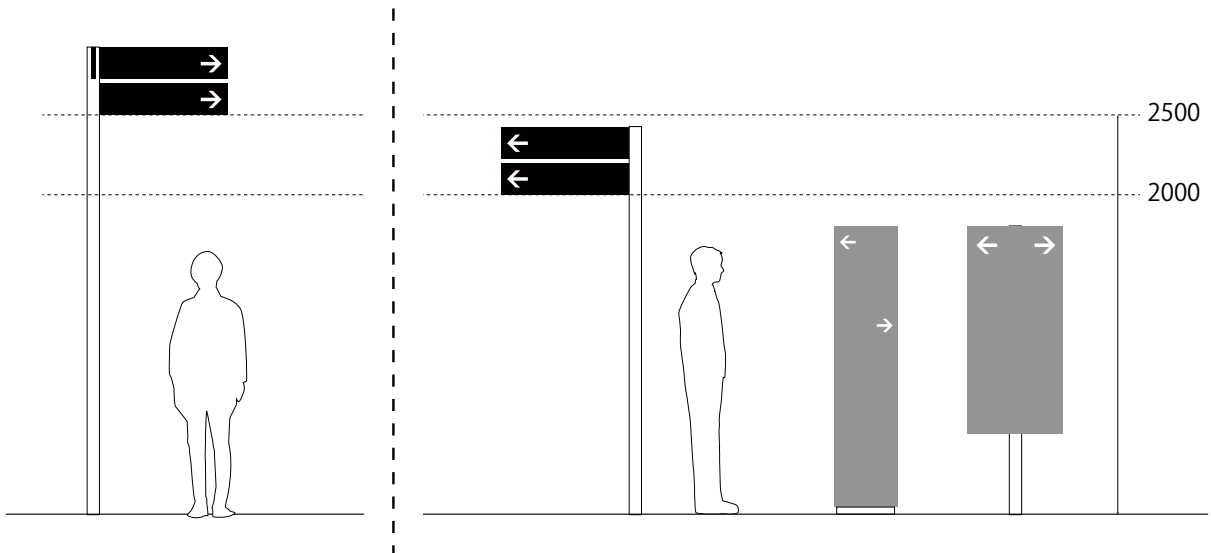
※ 記載する文字の大きさは、誘導サインの縦寸法に応じて図録と同じ比率で算出。

(2) 掲出高さ

- ・ 誘導サイン表示面が進行方向に対して突き出して設置される場合は、表示面の下端は 2500mm 以上とする。
- ・ 誘導サイン表示面が進行方向に対して平行に設置され、誘導サインの下を歩行者が通らない場合は、表示面の下端は 2000mm を標準とする。

進行方向に対して
突き出して設置される場合

進行方向に対して
平行に設置される場合



(3) 誘導サインの文字

ア 表記する言語

- ・ 2か国語（日本語・英語）を標準とする。
- ・ より多くの利用者が見込まれる公共施設や交通機関等の表記については、4か国語表記とすることが望ましい。

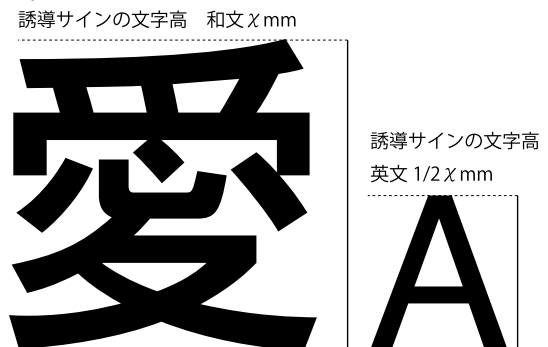
イ 文字の大きさの目安

- ・ 視認距離に応じた文字サイズの設定を行うことが望ましい。
- ※ 解説については資料8（46ページ）を参照

ウ 誘導サインの文字の大きさ

- ・ 「和文文字高：英文文字高 = 10：5」を標準とする。

例) 文字高は和文 65mm の場合、
外国語 33mm (和文の 50%)



(4) 色帯について

アクセントカラー（明るいグリーンの例）



※ 図のアクセントカラーの色は DIC-F307(マンセル値 6.2GY6.5/10.8)

※ 具体的な色の設定に関しては「第5章 4色 (15 ページ)」を参照

- ・ アクセントカラーとは、本体の一部（文字等の表示と関係のない部分）にアクセントポイントとして使用されている色を言う。
- ・ アクセントカラーを使用する場合は、本体色とアクセントカラーは明度スケール4段以上つけることが望ましい。

第6章 庁内連携とスパイラルアップ

1 施設整備・改修、窓口サービスの改善と本ガイドラインの改定

ユニバーサルデザインのまちづくりは、継続した取組みが不可欠である。

また、ソフトとハードの両面から取組むことが必要で、本ガイドラインの作成にあたっては、ソフトとハード部門が連携して取組みを進めてきた。

この連携体制を今後の取組みでも活用し、スパイラルアップ※¹をソフトとハードの両部門が連携して進めることによって、成果の蓄積、次の施設整備への活用、窓口サービスの改善につなげるとともに、これらの成果を本ガイドラインの見直しに活用する。

(1) 施設整備・改修、窓口サービスの改善の事例の蓄積と活用

公共施設等の整備・改修、窓口サービスの向上にあたって、P（計画・設計）、D（事業実施）、C（検証・評価）、A（反映・改善）というPDCAのサイクルの中で、多様な利用者参加のもとユニバーサルデザインの視点で計画・設計や検証・評価により、日常業務のスパイラルアップを行う。

その成果を蓄積し、庁内の関係部署が閲覧できるように公開することで、新たな施設整備・改修、窓口サービスの改善に向けて活用していく。

(2) 本ガイドラインの改定

(1) で実施した日常業務のスパイラルアップ事例の中から、案内誘導サインや誘導用ブロックの整備、窓口サービスに関する一定期間の蓄積を活用して、本ガイドラインのスパイラルアップを実現する。

本ガイドラインの見直しの時期は、事例の蓄積状況やユニバーサルデザイン技術の進展、社会的動向をふまえ総合的に判断するが、3年程度を目途とする。

※1 スパイラルアップ:「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を、計画・設計、事業実施、検証・評価、反映・改善というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、らせんのようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

2 スパイラルアップ事例の活用と庁内連携体制

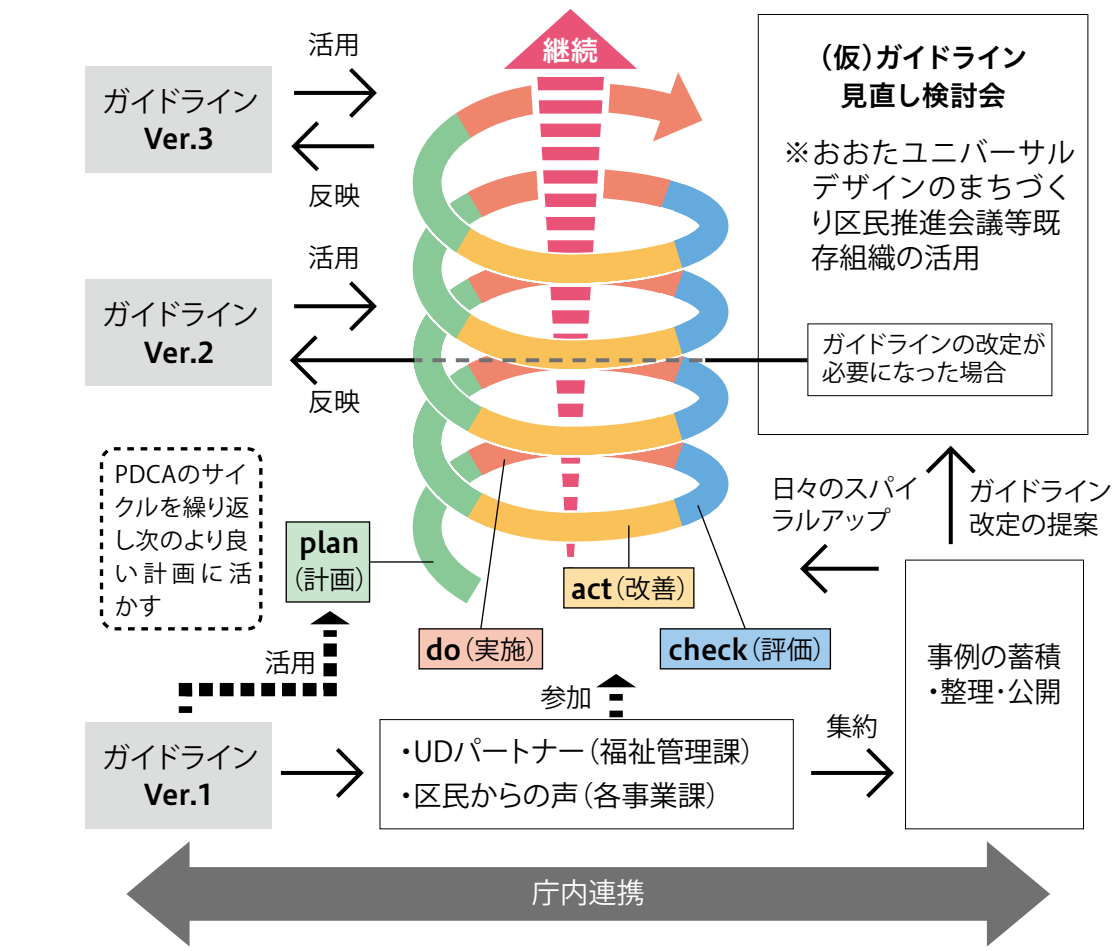
施設整備や窓口サービスの向上にあたっては「計画・設計」や「検証・評価」において、既存のしくみ「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー(UDパートナー)※2」による点検会や区民から寄せられる声を活用することで日常業務のスパイラルアップを図る。

事例の蓄積・整理・公開はソフトとハードの両部門が連携して行う。

一定の事例が蓄積された段階で、ソフトとハードの両面に係る庁内関連部門及び区民や専門家の横断的な「(仮)ガイドライン見直し検討会」により、本ガイドラインの見直しを行う。

ソフトとハード両部門の連携のもと、日常業務と本ガイドラインのスパイラルアップを図るこのような流れを今後も継続していくことで、より多様な利用者の視点に立った事業の実施を目指していく。

スパイラルアップによる施設整備・改修、窓口サービスの改善と
本ガイドラインの見直しイメージ



※2 おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー (UDパートナー)：公募または障がい者団体等の推薦により、区内在住で、ユニバーサルデザインまちづくりに関心があり、平日の日に活動できる人をUDパートナーとして登録し、ユニバーサルデザインの普及啓発、区の施設や道路等の調査・点検や意見交換を行っている。点検の結果は施設等の整備・改善に役立てている。平成23年9月に設置し、平成27年度までの5か年で、合計48件の点検実績がある。

3 「案内誘導サイン整備ガイドライン」のスパイラルアップ

各事業課における整備計画の作成にあたっては、UD パートナー等区民参加による検討を行い、利用者の意見を募りながら、整備計画に反映させることが望ましい。整備後においても利用者の意見や評価を得て、見直しにつなげていくことが望ましい。

これらの検討結果や評価結果を蓄積し、3年を目途に本ガイドラインの見直しを行い、スパイラルアップを図る。

なお、既存の基準等の改正にあたっては本ガイドラインと整合を図っていくこととする。